

平成23年12月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成23年12月高浜市議会定例会は、平成23年12月6日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第5 議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について
議案第64号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について
議案第65号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第66号 高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第67号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
議案第69号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第70号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
議案第71号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
議案第72号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第73号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 磯田義弘 | 2番 | 黒川美克 |
| 3番 | 柳沢英希 | 4番 | 浅岡保夫 |
| 5番 | 柴田耕一 | 6番 | 幸前信雄 |
| 7番 | 杉浦辰夫 | 8番 | 杉浦敏和 |

9番 北川 広 人
11番 鷺見 宗 重
13番 磯貝 正 隆
15番 小嶋 克 文

10番 鈴木 勝 彦
12番 内藤 とし子
14番 内藤 皓 嗣
16番 小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初 浩
副 市 長	杉浦 幸 七
教 育 長	岸上 善 徳
経営戦略グループリーダー	深谷 直 弘
危機管理グループリーダー	亀井 勝 彦
地域協働部長	加藤 元 久
財務評価グループリーダー	竹内 正 夫
市民総合窓口センター長	新美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木村 忠 好
市民生活グループリーダー	芝田 啓 二
税務グループリーダー	森野 隆
収納グループリーダー	内藤 克 己
福祉部長	神谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠田 彰
保健福祉グループリーダー	加藤 一 志
こども未来部長	神谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大岡 英 城
文化スポーツグループリーダー	山本 時 雄
都市政策部長	小笠原 修
都市整備グループリーダー	平山 昌 秋
上下水道グループリーダー	竹内 定
地域産業グループリーダー	神谷 晴 之
行政管理部長	大竹 利 彰
人事グループリーダー	鈴木 信 之
行政契約グループリーダー	内田 徹

情報管理グループリーダー	時 津 祐 介
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
監査委員事務局長	鵜 殿 巖

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 井 敏 行
主 査	杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、諮問、条例の一部改正並びに平成23年度補正予算など諸議案が提出されております。

議員各位におかれましては、市民の要望にこたえるべく厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成23年12月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集あいさつがあります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成23年12月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、年の瀬を迎え、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

ことしも余すところ1カ月を切りました。振り返ってみますと、3月11日、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、東北地方を中心にはかり知れない打撃を受けました。私たちはこの災害で自然の厳しさを知ると同時に、困難の中であって、他を思いやり助け合いながら生きようとする被災地の方々の姿に心を打たれました。

当市といたしましても、宮城県仙台市及び岩沼市に事務職5人を、岩手県遠野市に保健師1人を派遣したほか、大船渡市への自転車を初め市民の皆様方から支援物資をいただき、搬送・提供を行うなど、被災地の方々に対し支援活動を行ってまいりました。

国におきましては、先月21日、震災からの本格復興に向けた2011年度第3次補正予算が成立をし、住宅の集団移転や瓦れき処分など、各種復興事業が本格化をいたすところであります。

一日も早い復興を願うとともに、今もなお被災地において、また全国において復興のために奮闘しておられるの方々に対し、深く敬意を表するものでございます。

さて、世界情勢に目を移せば、中東・アラブ諸国を中心にアラブの春と称される民主化運動による政権崩壊・政権交代が起こるなど、世界政治の潮流も大きく流れを変えようとしております。世界経済も欧州の債務危機問題など、不確実性が高まっております。

こうした中、我が国経済は、東日本大震災で寸断されたサプライチェーンの立て直しが進み、消費にも穏やかな持ち直しの動きがあると言われております。11月の内閣府の月例経済報告によれば、景気の基調判断を緩やかに持ち直しをしているとされました。しかしながら、12月の法人企業統計の結果を踏まえると、GDPに関しては下方修正をされるような様相でございます。ただし、歴史的な円高やタイの洪水被害、電力不足懸念や原子力発電所事故などの影響など、その浮揚力はなお弱く、多くの懸念材料が残されております。

市内に目を転じますと、ことしは、自治基本条例と第6次総合計画を両輪としたまちづくりを推進するスタートの年、市民自治元年の年でありました。私ども行政と市民の皆様と議会の皆様方がそれぞれの役割を持ちながら検討し、協力し合い、みんなで力を合わせて高浜市をつくっていくために実行し、住民自治はさらなる前進を遂げようとしております。また、積極的にまちおこしをしていこうという機運が盛り上がった年でもありました。

高浜市の郷土料理「とりめし」で地域を興し、地域おこしを目指す高浜とりめし学会が、中日本・東海B-1グランプリで見事7位入賞に輝き、官・民・市民団体が一体となって、高浜市の元気を広めることができました。

市民団体が主導してつくる映画「タカハマ物語」もクランクインし、撮影、演技指導が行われております。この映画制作を通じて地域の魅力を掘り起こし、まちの活性化につながっていくことを期待しております。

地域の皆様が郷土に誇りと愛着を持ち、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい高浜市の実現に向けて取り組んでまいりますので、議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提案をいたしました案件について申し上げます。

本定例会におきましては、諮問1件、一般議案7件、補正予算6件の計14件を御審議いただくものでございます。

議案の詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時6分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長から指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、11番、鷲見宗重議員、12番、内藤とし子議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、磯貝正隆議員。

13番、磯貝正隆議員。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 登壇〕

○議会運営委員長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成23年12月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る9月21日、11月29日に、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提出をされました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より12月22日までの17日間を決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行った後、諮問第2号を即決で願い、その後、議案の上程、説明を受けます。

12月8日及び9日の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

12月13日に、議案第61号から議案第73号までについて総括質疑を行います。

総務建設委員会については、議案第61号から議案第63号まで及び議案第68号から議案第70号、議案第72号、議案第73号並びに陳情第13号、陳情第18号から陳情第21号を付託し、福祉文教委員会については、議案第64号から議案第67号及び議案第68号、議案第71号並びに陳情第14号から陳情第17号、陳情第22号を付託し、審査願うことに決定をいたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりでございますので、御承知をいただきますようお願いをいたします。

この12月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして御報告いたします。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月22日までの17日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの17日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について報告いたします。

本日までに陳情書10件が提出され、これを受理いたしました。

陳情につきましては、会議規則第104条及び第108条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されるようお願いいたします。

次に、10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管をいたしておりますので、随時ごらん願いたいと思います。

報告事項は、以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 高浜市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと

思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

高浜市選挙管理委員会委員には、神谷正典氏、平松正博氏、神谷敏子氏、板倉圭子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を、高浜市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した方が高浜市選挙管理委員会委員に当選されました。

高浜市選挙管理委員会委員補充員には、神谷光雄氏、中川佳子氏、伊藤信夫氏、鈴木みどり氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を、高浜市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した方が高浜市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（杉浦幸七） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の安藤照正氏が、平成24年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、皆様も御案内のとおり広く社会の実情に精通され、誠実温情な人柄で地域の皆様の人望も厚く、人権擁護につきまして深く御理解をいただいているお方で、平成21年4月より人権擁護委員としてその職務を立派に遂行されておられます。

何とぞ同氏を推薦することに御同意賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、諮問第2号は、原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議案第61号から議案第67号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連

合規約の変更について御説明を申し上げます。

本案は、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する長久手町が平成24年1月4日をもって市制を施行することに伴い、規約について所要の改正を行うもので、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定に基づき、議会に提案いたすものであります。

規約変更の内容でございますが、広域連合議会の議員を選挙するための選挙区分等を定める別表第2において、第4選挙区の選挙区市町村中「長久手町」を「長久手市」に改めるものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 行政管理部長。

○行政管理部長（大竹利彰） それでは、議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、社会情勢の変化や新たな行政需要に的確に対応するため、行政の機能向上、合理化と効率化を推進するため、事務分掌の一部について見直しを行うものであります。

本年4月に、高浜市のまちづくりの基本ルールを定めた自治基本条例と「思いやり支え合い手と手をつなぐ大家族たかはま」を将来都市像とする第6次総合計画が施行スタートし、参画・協働・情報共有というまちづくりの基本原則に基づき、全庁体制で新たなまちづくりに取り組んでいくこととなりました。

そこで、これらの体制・基礎づくりを担った地域協働部の改称に加え、現行の地域協働部と行政管理部の再編により、新たに社会経済情勢への対応や中長期的な都市経営、国・県・広域機関との連絡調整等を行う企画部と総務部を設置するものであります。

次に、市長直轄組織であります。企画部は、企画要素が高い業務として、企業誘致や地域内企業の振興の窓口を担ってきた経営戦略グループについては、研究・検討段階から新たな財源の確保や雇用機会の創出等の課題に対処していくため、企画部に配置をいたします。

また、災害時の防災体制を担う危機管理グループについては、本年3月に発生した東日本大震災に見る大規模災害に対処するため、道路、河川、上下水道、建築物等の都市インフラの一体的整備・運用を担う都市政策部に都市防災グループとして設置し、部内の応援・連携体制のもと、都市防災の重点強化を図るとともに、広報・広聴機能を企画部に配置するものであります。

改正の概要であります。部等の設置を規定する第1条では、市長直轄組織、地域協働部、行政管理部を削り、企画部と総務部を設置するものであります。

次に、事務分掌を規定する第2条では、企画部の分掌事務として秘書及び職員の人事に関する事、行政運営の総合調整に関する事、地域活動の支援に関する事、市政全般の企画調整及び総合計画に関する事、広報及び広聴に関する事、企業誘致に関する事、工業用地に関する事

ること、コミュニティビジネスの創業支援その他中小企業の振興に関することとし、総務部の分掌事務として市議会及び行政一般に関すること、文書及び庁舎の管理に関すること、予算その他財務に関すること、契約及び検査に関すること、情報の管理に関することとするものであります。

また、都市政策部の分掌事務に、新たに危機管理の総合調整に関すること、防災に関することを加えるもので、附則として平成24年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。

本案は、議案第62号の高浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、関係附属機関の庶務担当部局の改正を行うため、組織構造改革に伴う関係条例の整備を行うもので、その概要でございますが、第1条の高浜市防災会議に関する条例では市長直轄組織から都市政策部に、第2条の高浜市総合計画審議会条例では地域協働部から企画部に、第3条の高浜市特別職報酬等審議会条例では行政管理部から企画部に、第4条の高浜市表彰審査委員会条例では行政管理部から企画部に改めるもので、附則において平成24年4月1日から施行するものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（杉浦幸七） それでは、議案第64号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、同法を引用する高浜市消防団員等公務災害補償条例、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び高浜市障害者自立支援条例について、条文の整備をお願いするものであります。

改正の概要であります。第1条の高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正では、障害者自立支援法中、定義を規定する第5条に、第4項として同行援護に関する規定を追加されたことに伴い、介護補償について規定する本条例第9条の2第1項第2号において、障害者支援施設の根拠規定である同法第5条第12項を第5条第13項に、生活介護の根拠規定である同法第5条第6項を第5条第7項にそれぞれ改めるもので、第2条では、障害者自立支援法第5条第8項に定める児童デイサービスに関する定義規定が削除されたことに伴い、介護補償について規定する本条例第9条の2第1項第2号において、障害者支援施設の根拠規定である同法第5条第13項を第5条第12項に改めるものであります。

次に、第3条の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正であります。第1条の改正と同様の改正を行うもので、障害者自立支援法中、定義を規定する第5条に、第4項として同行援護に関する規定が追加されたことに伴い、介護補償について規定する本条例第10条の2第2号について条文の整備を行うもので、第4条では、障害者自立支援法第5条第8項に定める児童デイサービスに関する定義規定が削除されたことに伴い、介護補償について規定する本条例第10条の2第2号について条文の整備を行うものであります。

次に、第5条の高浜市障害者自立支援条例の一部改正であります。障害者自立支援法中、障がい福祉サービスにかかわる支給要否決定等について規定する第22条において、第4項が第7項に、第5項が第8項に繰り下げられ、新たに第4項から第6項としてサービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行う旨の追加が規定されたことに伴い、支給決定障害者等について規定する本条例第4条第1項第1号において、支給決定障害者等の根拠規定である同法第22条第5項を第22条第8項に改めるものであります。

なお、附則で、第1条及び第3条の改正は公布の日から、第2条、第4条及び第5条の改正は平成24年4月1日から施行するものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第65号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ行われた災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたことに伴い、高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の規定の整備をお願いするものでございます。

改正の概要ですが、災害弔慰金を支給する遺族の範囲とその順位について規定する条例第4条第1項に、新たに第3号として、災害により死亡した者の死亡当時において、当該死亡した者に配偶者、子、父母、孫、または祖父母のいずれもがいない場合であって、当該死亡した者の死亡当時にその者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に災害弔慰金を支給する旨の規定を追加するものでございます。

また、死亡者により生計を維持していた遺族を災害弔慰金支給の優先順位とすることについて規定する条例第4条第1項第1号の改正につきましては、災害弔慰金の支給対象として新たに加えられた兄弟姉妹を優先順位づけの対象から除くこととするものでございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を公布の日とするほか、適用関係といたしまして、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給から適用することといたしております。

続きまして、議案第66号 高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、障害者基本法の一部改正に伴い、同法を引用する高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例について、条文の整備をお願いするものでございます。

改正の概要でございますが、障害者基本法の一部改正により、同法中に社会的障壁の除去についての配慮がされるべきことが明文化されたことに伴い、これまで「障害者」に関する定義規定のみが置かれていた第2条に、新たに第2号として「社会的障壁」に関する定義規定が追加され

たため、「障害者」の定義規定が第2条から第2条第1号に改められることとなりました。

この障害者基本法の改正を受け、障害者地域生活支援施設みんなの家の利用の対象となる「障害者」を定義する本条例第3条第3項において、「障害者」の根拠規定である同法第2条を第2条第1号に改めるもので、附則として公布の日から施行するものでございます。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、議案第67号 高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の3ページもあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、スポーツ基本法が、これまでのスポーツ振興法を全部改正する形で制定されたことに伴い、関連する5つの条例の一部改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。第1条は、高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、スポーツ振興法第19条で定められていた「体育指導委員」がスポーツ基本法では第32条で「スポーツ推進委員」に名称変更されたことに伴い、報酬の額を定める別表の職名欄中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

次の第2条から第5条は、新たに制定されたスポーツ基本法がスポーツ立国の実現を目指し、これまでのスポーツ振興法に基づき整備されたスポーツ施設等を基盤に、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するという観点から、スポーツ振興法の条文中にあった「振興」がスポーツ基本法では「推進」に置きかわったことに伴いまして、第2条では高浜市体育センターの設置及び管理に関する条例の設置目的を定める第2条中の「振興」を「推進」に改め、同様に第3条では高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の趣旨を定める第1条を、第4条では高浜市立武道館の設置及び管理に関する条例の設置目的を定める第2条を、第5条では高浜市漕艇センターの設置及び管理に関する条例の設置目的を定める第1条を、それぞれ改めるものであります。

なお、附則において、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 議案第68号から議案第73号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ8,720万1,000円を追加し、補正後の予算総額を139億2,649万円といたすものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、10款教育費、2項小学校費の小学校維持管理事業に係る小学校扇風機設置事業及び3項中学校費の中学校維持管理事業に係る中学校扇風機設置事業について、年度内の工事の完了が見込めないため、平成24年度に繰り越しをさせていただくものであります。

補正予算説明書の44ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、9款1項1目地方交付税の補正は、普通交付税の交付額の決定を受け、6,986万5,000円を増額いたすものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金の補正は、障害者自立支援給付事業に係る介護給付訓練等給付費の増額に伴う障害者自立支援給付費負担金として1,338万6,000円、自立支援医療費の増額に伴う障害者自立支援医療費負担金として83万9,000円の、合わせて1,422万5,000円を増額いたすものであります。

14款1項1目民生費県負担金の補正は、国庫と同様、障害者自立支援給付事業に係る介護給付訓練等給付費の増額に伴う障害者自立支援給付費負担金として669万3,000円、自立支援医療費の増額に伴う障害者自立支援医療費負担金として41万9,000円の、合わせて711万2,000円を増額いたすものであります。

14款2項2目民生費県補助金の補正は、母子家庭等医療事業に係る母子家庭等医療扶助費等の増額に伴う母子家庭等医療費補助金として66万円及び保育園管理運営事業に係る臨時保育士賃金の増額に伴う産休等代替職員設置費補助金として58万6,000円の、合わせて124万6,000円を増額いたすものであります。

14款2項3目衛生費県補助金の補正は、母子保健事業に係る妊婦乳幼児健康診査費の増額に伴う妊婦健康診査支援基金事業費補助金として99万9,000円を増額いたすものであります。

14款2項6目土木費県補助金の補正は、市道新設改良事業に係る市道港線の道路改良工事費等に対する市町村土木事業費補助金として450万円を計上いたすものであります。

14款2項8目教育費県補助金の補正は、こども・若者成長応援事業に係る「タカハマ物語」のドラマ制作業務委託に対する地域子育て創生事業費補助金として100万円を増額いたすものであります。

15款1項2目利子及び配当金の補正は、財政調整基金を初め4基金に係る利子として201万1,000円を計上いたすものであります。

46ページをお願いいたします。

17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を

1,557万1,000円減額いたすものであります。

19款4項4目雑入の補正は、母子家庭等医療に係る高額療養費収入として56万7,000円、市有物件災害共済会共済金として30万円など、合わせて87万円を増額いたすものであります。

19款4項5目過年度収入の補正は、児童入所措置費等県費負担金ほか5件の国庫負担金、県費負担金に係る過年度収入として、合わせて94万4,000円を計上いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

48ページをお願いいたします。

なお、人事院勧告及び人事交流等に伴う人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、2款1項9目財政管理費の補正は、行政評価事業において、高浜版事業仕分け2011の実施に係る委託料等の執行残として41万4,000円を減額いたすものであります。

2款1項11目財産管理費の補正は、庁舎管理事業において、今回の組織構造改革に伴う庁舎案内看板改修工事費等として138万7,000円計上するほか、公用車管理事業では公用車の修繕料として11万5,000円を増額し、合わせて150万2,000円を増額いたすものであります。

2款1項20目諸費の補正は、社会福祉費支給事業等補助金返還金において、児童扶養手当給付費負担金返還金を初め5件の国庫負担金、県費負担金等について、実績報告に基づく精算返還金として2,429万1,000円を計上いたすものであります。

52ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の補正は、基金運用事業において、財政調整基金を初め4基金に係る利子積立金として201万1,000円を計上いたすものであります。

54ページをお願いいたします。

3款1項2目地域福祉推進費の補正は、福祉総合システム電算管理事業において、住民基本台帳法の一部改正に伴う福祉総合システム「ささえ」及び生活保護システムのソフトウェア修正業務委託料として288万8,000円を計上いたすものであります。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費の補正は、障害者自立支援給付事業において、給付実績見込みの増により自立支援医療費を167万8,000円、また居宅介護・生活介護サービス等の新規利用者及び利用者1人当たりの利用料の増加に伴い、介護給付訓練等給付費を2,677万2,000円それぞれ増額するほか、地域生活支援事業では、障がい児者の余暇支援及び外出支援の増加により移動支援サービス費を285万9,000円増額し、合わせて3,130万9,000円を増額いたすものであります。

3款1項9目介護保険推進費の補正は、介護保険システム電算管理事業において、住民基本台帳法の一部改正及び第5期介護保険事業計画に伴う介護保険システムの修正業務委託料として102万2,000円を計上いたすものであります。

3款1項12目子育て支援医療費の補正は、子ども医療事業において住民基本台帳法の一部改正

に伴う福祉医療システムの修正業務委託料として138万6,000円を計上いたすものであります。

3款1項13目母子家庭等医療費の補正は、母子家庭等医療事業において、給付実績見込みの増により母子家庭等医療費扶助費等として188万7,000円を増額いたすものであります。

3款1項16目国民健康保険事業費の補正は、人事交流等に伴う人件費の減額により国民健康保険事業特別会計繰出金を760万5,000円減額いたすものであります。

3款1項18目介護保険事業費の補正は、人事交流等に伴う人件費の減額などにより介護保険特別会計繰出金を442万3,000円減額いたすものであります。

56ページをお願いいたします。

3款1項19目後期高齢者医療事業費の補正は、人事交流等に伴う人件費の減額及び住民基本台帳法の一部改正に伴う後期高齢者医療システムの修正業務委託料の増額などにより、後期高齢者医療特別会計繰出金を70万円減額いたすものであります。

3款2項1目児童福祉総務費の補正は、子ども手当支給事業において、平成23年度の子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、受給者への周知のための案内などが増加したことにより通信運搬費を34万3,000円増額するほか、人事管理事業に係る人件費の減額により、合わせて573万9,000円を減額いたすものであります。

3款2項2目保育サービス費の補正は、人事管理事業での人件費の減額のほか、保育園管理運営事業において産休等代替臨時保育士賃金として141万2,000円の増額、中央保育園ガスヒーポン設置工事費の請負残として1,214万5,000円の減額など、合わせて1,315万5,000円を減額いたすものであります。

58ページをお願いいたします。

3款2項3目家庭支援費の補正は、子育て推進事業において、職員の中途退職に伴う臨時職員の雇用に係る人件費として48万6,000円を増額するほか、人事管理事業に係る人件費の減額により合わせて161万5,000円を減額いたすものであります。

60ページをお願いいたします。

4款1項2目保健・予防費の補正は、母子保健事業において、健診単価の増や検査項目の追加などに伴う実績見込みの増により妊婦・乳幼児健康診査費を232万円増額するほか、電算情報管理事業において、住民基本台帳法の一部改正及び子宮頸がん検診の検査方法の変更に伴う保健総合システムの修正業務委託料として225万3,000円を計上し、合わせて457万3,000円を増額いたすものであります。

4款1項6目合併処理浄化槽設置推進費の補正は、合併処理浄化槽設置推進事業において、大型槽の申請件数の増により合併処理浄化槽設置整備費補助金を48万6,000円増額いたすものであります。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費の補正は、ごみ処理事業において衣浦衛生組合の事

業費の減に伴い、衣浦衛生組合分担金を1,792万5,000円減額いたすものであります。

4款2項3目衛生費の補正は、環境衛生事業において衣浦斎園の事業費の増に伴い、衣浦衛生組合分担金を71万1,000円増額いたすものであります。

64ページをお願いいたします。

8款2項1目生活道路新設改良費の補正は、道水路維持管理事業において、緊急に対応すべき道路等の維持補修のための小規模工事費を1,500万円増額するほか、市道新設改良事業において県の補助事業の採択を受け、市道港線の道路改良工事に係る不動産鑑定手数料を初め道路調査測量設計業務委託料、道路改良工事費等674万円を計上し、合わせて2,174万円を増額いたすものであります。

8款5項3目公共下水道費の補正は、前年度繰越金の確定等により公共下水道事業特別会計繰出金を3,513万6,000円減額いたすものであります。

8款5項4目公園緑化費の補正は、公園整備管理事業において、緊急に対応すべき都市公園等の維持補修のための修繕料として340万円を増額いたすものであります。

66ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費の補正は、消防団活動事業において、東日本大震災に伴う消防団員等公務災害補償等の増額に対し、平成23年度限りの消防団員退職報償金負担金の追加負担として278万1,000円を増額いたすものであります。

10款1項3目教育指導費の補正は、国際理解推進事業において、契約実績に基づき、外国人英語指導助手派遣委託料を108万6,000円減額いたすものであります。

10款2項1目小学校費の学校管理費の補正は、小学校維持管理事業において、吉浜小学校インターホン設備改良工事の請負残として32万6,000円を減額するとともに、夏季の熱中症予防対策として各小学校の普通教室等に扇風機を4台ずつ、合計で472台を設置するための小学校扇風機設置工事費として3,574万8,000円を計上し、合わせて3,542万2,000円を増額するほか、小学校情報教育基盤整備事業では、契約実績に基づき、港小学校の教育用パソコン及び学習ソフトの借上げ料を74万6,000円減額し、合計で3,467万6,000円を増額いたすものであります。

68ページをお願いいたします。

10款3項1目中学校費の学校管理費の補正は、中学校維持管理事業において、夏季の熱中症予防対策として各中学校の普通教室等に扇風機を4台ずつ、合計196台を設置するための中学校扇風機設置工事費として1,461万1,000円を計上するほか、人事管理事業に係る人件費の減額と合わせて1,433万8,000円を計上いたすものであります。

10款3項2目教育振興費の補正は、中学校生徒就学援助事業において、対象生徒数の増により特別支援教育就学奨励費を10万2,000円増額いたすものであります。

70ページをお願いいたします。

10款5項4目青少年育成・活動支援費の補正は、こども・若者成長応援事業において、県の地域子育て創生事業費補助金の追加交付を受け、「タカハマ物語」のドラマ制作について子供たちのかかわりをふやすためのスタッフの増員などにより、ドラマ制作業務委託料を100万円増額いたすものであります。

12款1項2目公債費の利子の補正は、借入金利子償還事業において、平成22年度に借り入れた臨時財政対策債の利率の確定により長期債償還金を356万円減額いたすものであります。

以上が一般会計の第6回補正予算の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第69号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ347万8,000円を追加し、補正後の予算総額を33億9,312万円といたすものでございます。

補正予算説明書の86ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

4款前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの平成23年度分確定通知額に基づき1,060万4,000円を減額いたすものであります。

6款共同事業交付金は、愛知県国民健康保険団体連合会からの通知に基づく実績見込みにより高額医療費に係る高額医療費共同事業交付金1,473万1,000円を増額するとともに、保険財政共同安定化事業交付金を695万6,000円増額いたすものであります。

8款1項1目一般会計繰入金は、人事交流及び人事院勧告による人件費の減により職員給与費等繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

88ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、ただいま申し上げました人事交流及び人事院勧告等により人件費827万2,000円を減額いたすとともに、国保システムの再構築において被保険者証等の様式変更が生じたことに伴う印刷製本費55万7,000円を増額いたすものであります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、歳入における前期高齢者交付金の減額に伴い、財源更正を行うものであります。

次に、3款1項1目後期高齢者支援金、90ページの4款1項1目前期高齢者納付金、6款1項1目介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づき、それぞれ増減を行うものであります。

7款1項共同事業拠出金につきましては、歳入における共同事業交付金の増額に伴い、財源更正を行うものであります。

12款予備費につきましては、今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 議案第70号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ712万2,000円を減額し、補正後の予算総額を14億1,456万1,000円とするものであります。

補正予算書の102ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金3,513万6,000円の減額は、繰越金及び利子償還金の額の確定などに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、6款1項1目繰越金2,801万4,000円の増額は、平成22年度決算額の確定に伴う補正であります。

続きまして、104ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費238万6,000円の減額と1款2項1目下水道建設費12万1,000円の減額は、いずれも職員の人件費の補正であります。

2款1項2目利子461万5,000円の減額は、利子償還額の確定によるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議案第71号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ810万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ21億3,332万6,000円とし、介護サービス事業勘定では47万円を追加し、歳入歳出それぞれ2,623万7,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、国の人事院勧告に伴う給与改定及び職員の人事交流等に伴う人件費の補正が主なものでございます。

補正予算説明書118ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入7款1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金810万5,000円を減額いたすものでございます。

次に、120ページ、歳出をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費では、職員の給料、手当、共済費、合わせて810万5,000円を減額いたすものであり、2 款 2 項介護予防サービス等諸費の補正は、実績に基づくものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございますが、132ページの歳入では1 款 1 項手数料は1 目居宅介護給付費手数料259万8,000円、2 目介護予防給付手数料113万円をそれぞれ実績に基づき減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金368万2,000円を増額いたすものであり、3 款 1 項 1 目繰越金51万6,000円は、22年度からの繰越金でございます。

134ページの歳出では、1 款 1 項 1 目の居宅サービス事業費におきまして、職員の人件費2万8,000円を増額いたすものでございます。また、2 項 1 目介護予防支援事業費において介護予防支援事業委託件数の増に伴い、委託料44万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第72号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の31ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ70万円を減額し、補正後の予算総額を3億7,380万9,000円といたすものであります。

補正予算説明書の146ページをお願いいたします。

歳入3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、148ページの歳出1 款 1 項 1 目一般管理費において、それぞれ70万円を減額いたすもので、補正の内容につきましては人事交流等により人件費202万3,000円を減額するとともに、新たに改正住民基本台帳法に対応するため、後期高齢者医療システム修正業務委託料132万3,000円をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 議案第73号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的支出の予定額について補正するものでございます。

第1 款の水道事業費用についての予定額を239万8,000円減額し、7億3,655万円とするものでございます。

第1 項の営業費用の239万8,000円の減額は、水道職員の人件費の補正でございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費について239万8,000円減額し、7,095万円とするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、12月8日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午前11時00分散会
